

**\* 申請前に必ずお読みください \***

**県産品拡大展開総合支援事業の申請に係る注意点 (2019年4月)**

**1. 申請書の提出における注意点について**

①申請書を提出する前に、十分な余裕をもって、事前相談してください。

事前相談では、申請手続方法や対象内容の確認のほか、対象経費や必要書類等の記載ミス・不備等をチェックします。(注)申請時に記載ミスや不備等があった場合、受理いたしません。

②申請書は、以下の期限を厳守して提出してください。期限を過ぎた申請は受理いたしません。

|               |  |
|---------------|--|
| 実施日から起算して14日前 | <input type="checkbox"/> テスト販売・販売促進支援 <input type="checkbox"/> 県外流通事業者招聘支援<br><input type="checkbox"/> 課題改善方向検証・商品改善支援 |
| 実施日から起算して30日前 | <input type="checkbox"/> 見本市・展示商談会等出展支援 <input type="checkbox"/> 情報発信支援  |

③申請書を提出した日(申請日)とは、申請者が押印した書類(添付書類を含む)をすべて揃えた上で、公社の担当者が受理した日を指します。(注)メールやFAXによる提出は、申請とはみなしません。

④企業の住所は、沖縄県〇〇郡から記載する等、登記簿謄本のとおり記載してください。

⑤補助金(国、他自治体含む)の重複申請はできません。

申請する内容が、国や県、市町村等が実施する他の補助事業と重複していないことをご確認のうえ、申請してください。

⑥交付決定前に支払いを済ませた経費は、補助対象になりません。ご注意ください。

**2. イベント及び商談等の実施時の注意点について**

イベントや商談等を実施したことが客観的に確認できる写真を報告書に添付する必要があります。

例) イベント全体や展示ブースの様子が確認できる写真、陳列の様子が確認できる写真、商談をしている写真、関係者との打ち合わせ写真、顧客がアンケートに回答している様子など。

(注)写真が添付されていない場合または写真により客観的に事業実施が確認できない場合は、補助対象経費として認められません。

**3. 実績報告に関する注意点について**

**実施最終日から起算して30日以内**

①報告書は、期限を厳守して提出してください。

- ・添付書類にはイベント会社からの請求書や招聘者の航空券の半券等、入手までに時間を要するものもあります。すみやかに入手できるように関係者と事前に調整してください。
- ・経費の支払いは、原則として口座振込によって行い、請求書に基づいて口座振込をしたことが確認できる証書の添付が必須です。

②補助金の振込先は、金融機関名だけでなく、支店名も記載してください。

**4. 終了後のアンケート調査について**

**実施最終日から起算して3か月後**

本事業の実績及び効果を測定するため、イベント及び商談等の実施最終日から起算して3か月後に、アンケート調査(フォローアップ調査)の回答をお願いしています。アンケートの回答にご協力ください。